



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 0 3 号 の 2

平成29年(2017年)6月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の運用状況について (広報広聴課)	1
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ( " )	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について ( " )	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	4
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について ( " )	4

● 公 告	
○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課)	5
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	6
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について ( " )	6
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	7
● 監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者について (監査事務局)	7
● 監査公表	
○監査公表 (第9号) (監査事務局)	8
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	8
○下水道排水設備工事事業者の指定について ( " )	9

## 告 示

### ●金沢市告示第213号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第47条の規定により、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

#### 第1 行政情報の公開について

##### 1 公開の請求について

(1) 公開の請求受理件数	2,057件
(2) 実施機関別請求受理件数	
ア 市長	440件
イ 教育委員会	18件
ウ 選挙管理委員会	2件
エ 公営企業管理者	540件
オ 消防長	7件
カ 議会	1,048件
キ 公立大学法人金沢美術工芸大学	2件
ク その他の実施機関	0件

(監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者)

(3) 決定内容別件数	
ア 公開	1,328件
イ 一部公開	705件
ウ 非公開	22件 (うち不存在 22件)
エ 存否応答拒否	1件
オ 取下げ	0件
カ 却下	1件
(4) 不服申立件数	0件

## 2 任意的な公開の申出について

(1) 公開の申出受理件数	0件
(2) 実施機関別申出受理件数	
ア 市長	0件
イ その他の実施機関	0件

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、消防長、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

(3) 決定内容別件数	
ア 公開	0件
イ 一部公開	0件
ウ 非公開	0件 (うち不存在 0件)
エ 取下げ	0件

## 第2 個人情報の保護について

## 1 自己情報の公開の請求について

(1) 公開の請求受理件数	73件
(2) 実施機関別請求受理件数	
ア 市長	49件
イ 教育委員会	11件
ウ 病院事業管理者	11件
エ 消防長	2件
オ その他の実施機関	0件

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

(3) 決定内容別件数	
ア 公開	33件
イ 一部公開	34件
ウ 非公開	5件 (うち不存在 5件)
エ 存否応答拒否	0件
オ 取下げ	1件
(4) 不服申立件数	0件

## 2 自己情報の訂正の請求受理件数 0件

## 3 自己情報の利用の停止の請求受理件数 0件

## 4 自己情報の消去の請求受理件数 0件

## 5 自己情報の提供の停止の請求受理件数 0件

## 6 保有個人情報の目的外利用等について

(1) 保有個人情報の目的外利用等の届出件数	38件
ア 目的外利用	23件
イ 外部提供	15件
(2) 実施機関別届出件数	

ア 市長	37件
イ 農業委員会	1件
ウ その他の実施機関	0件

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、消防長、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

#### ●金沢市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
土清水第二町会	代表者の氏名及び住所	藤平 幸彦 金沢市土清水3丁目272番地	興津 達夫 金沢市土清水3丁目288番地	平成29年4月15日
四十万西町会	代表者の氏名及び住所	高木 茂幸 金沢市四十万町イ73番地1	沖田 淳一 金沢市四十万町イ160番地	平成29年4月16日

#### ●金沢市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
井上クリニック	金沢市広岡1丁目5番23号金沢第一ビル204号	平成29年3月1日
スクールあおぞら薬局	金沢市広岡3丁目3番70号JR金沢駅西第二NKビル	平成29年4月1日
ファーマライズ薬局 西金沢店	金沢市米泉町10丁目1番160号朱鷺の苑かがやき1階	平成29年4月17日
匠歯科医院	金沢市米泉町10丁目1番78号	平成29年4月25日
訪問看護ステーションほ〜っと	金沢市円光寺3丁目2番3号クリオ円光寺101号	平成29年4月28日

#### ●金沢市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人社団 加藤クリニック	きだクリニック	金沢市疋田2丁目39番地	平成29年4月1日

#### ●金沢市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合

を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーション遙	金沢市駅西新町3丁目6番17号 レジデンスパークB103	金沢市京町35番地31号	平成29年1月1日
薬局マツモトキヨシ金沢西 口店	金沢市木ノ新保町1番1号金沢 百番街くつろぎ館2F	金沢市木ノ新保町1番1号金沢 百番街あんと西2F	平成29年4月1日

#### ●金沢市告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉野薬局	金沢市横山町15番27号	平成29年3月31日
ナガサト太陽クリニック	金沢市田上の里2丁目66番地	平成29年4月30日

#### ●金沢市告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
今川 真昭	学校法人 木島学園 木島接骨院	金沢市山の上町4番22号	平成29年4月3日

#### ●金沢市告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
畠山 太輔	金沢西泉接骨院	金沢市西泉2丁目80番地	平成29年3月31日
林 鞠子	林接骨院	金沢市泉野町6丁目1番1号	平成29年3月31日

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの	平成29年6月1日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
小清水 由紀子 日下 一也 日高 康治	浦田クリニック	金沢市広岡3丁目3番70号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	平成29年6月5日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
多田 研三	かないちクリニック	金沢市金市町口12番地

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号	平成29年5月12日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号	平成29年4月6日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市長田本町ホ27番1から27番6まで及び29番1から29番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市米泉町8丁目68番地 英善地所株式会社 代表取締役 埴田 竜太	道路 金沢市長田本町ホ27番6及び29番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市東長江町と58番1	大阪府吹田市千里丘中57番地7 304号 中野 誠	
金沢市大河端町東132番2、132番3及び141番2並びに二124番	金沢市三ツ屋町口5番地1 石田 敏昭 金沢市三ツ屋町口5番地1 石田 眸	
金沢市矢木2丁目182番1、182番3から182番9まで及び248番1から248番9まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市矢木2丁目182番1及び248番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市矢木2丁目182番3及び248番2

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成29年6月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 監 査 委 員 告 示

### ●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人塚崎俊博の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成29年6月1日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	田	中	展
金沢市監査委員	松	井	純

#### 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
窪田 隆之	石川県金沢市南森本町105番地39
深澤 智士	石川県金沢市彦三町2丁目5番35号
佐藤 裕美子 (旧姓：岡田)	石川県金沢市横川6丁目50番地1
細見 孝次	石川県金沢市富樫2丁目5番41-5号
横田 泰子	石川県金沢市疋田1丁目276番地2

#### 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月1日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	田	中	展郎
金沢市監査委員	松	井	純一

1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成29年5月2日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局企画調整課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年11月21日（平成28年監査公表第24号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 公立大学法人 金沢美術工芸大学</p> <p>卒業優秀作品の買上げについては、所蔵数が年々増加し、その多くが十分活用されていないので、有効活用の方策とともに今後の購入のあり方を検討することが望まれる。</p>	<p>卒業優秀作品の買上げについて、購入のあり方及び活用策の検討を行った結果、購入のあり方については、教育成果の記録化及び学生の教育資料のための購入にとどめ引き続き検討を行っていくこととし、作品の活用については、一般公開型展示室として新たに学内に整備した美術工芸研究所ギャラリーで買上作品展を開催することとした。今後も積極的な展示公開を行い作品の有効活用を図っていく。</p>
<p>(2) 企画調整課</p> <p>卒業優秀作品の有効活用と購入のあり方について、適切な指導監督を行うことが望まれる。</p>	<p>公立大学法人金沢美術工芸大学に指導を行った結果、購入については、教育成果の記録化及び学生の教育資料のための購入にとどめ引き続き検討することとし、作品の活用については、新たに学内に展示室を整備し有効活用を図っていくこととした。今後とも、購入のあり方及び作品の活用策について適切な指導監督を行っていく。</p>

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成29年6月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成29年6月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
584	ディッシュファシリティーズ株式会社	金沢市野町2丁目5番11号



金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により平成29年6月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成29年6月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
610	ディッシュファシリティーズ株式会社	金沢市野町2丁目5番11号

平成29年(2017年)6月1日 印刷  
平成29年(2017年)6月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄